ベビーカー利用の円滑化に向けた今後の取り組み

1. これまでの取組について

ベビーカー協議会とりまとめ(平成26年3月)の「IV 今後の普及・啓発」に基づき、 各関係者と連携しつつ、以下の取組を実施してきたところである。

- ▶ 駅や車内などでのポスターの掲示やチラシの配布
- ★ 鉄道やバス車両などへのベビーカーマークの掲出
- ▶ ホームページやアナウンスなどによる取組の周知
- ➤ イベント、フェアなどでのポスターの掲示やチラシの配布 等

しかしながら、「ベビーカーマークを見たことがあり、意味まで知っていた」者は、下記のとおりになっており、認知度は高いといえないことから、認知度の向上に向け、継続的に取組を実施する必要がある。

- ▶ 内閣世論調査
 - · 平成 27 年 12 月実施 25.0%
- ▶ 国土交通省インターネットモニターアンケート調査
 - · 平成 28 年 2 月実施 17.0%
 - · 平成 28 年 9 月実施 17.4%
 - 平成29年9月実施 16.6%
 - 平成30年9月実施 19.3%

<参考> ベビーカー協議会とりまとめ(H 2 6. 3. 2 6 公表)(抜粋)

P 3 0

Ⅳ. 今後の普及・啓発

1. 関係者の役割

本協議会で作成した「ベビーカー利用にあたってのお願い」を実効性のあるものとするためには、ベビーカー使用者や周囲の方に対して、この「ベビーカーの安全な使用」及び「ベビーカー利用への理解・配慮」の内容を十分に周知し、浸透させていくことが極めて重要である。

このため、本協議会の構成員である国や交通事業者・施設管理者、ベビーカーメーカーは、広く国民やそれ ぞれが提供するサービスを利用する者に対し、広報・周知活動を行う。

さらに、子育て団体等その他の協議会構成員についても、広く普及啓発活動等を行うよう努める。

具体的には、以下のような取り組みを進める。

①園

・イベント等の開催 (バリアフリー教室の活用 等)

・ポスターの掲示やチラシの配布について、関係省庁を通じた所管団体への協力依頼(流通業界、福祉・子育て関係団体等)

②交通事業者

- ・駅や車内などでのポスターの掲示やチラシの配布
- ・鉄道やバス車両などへのベビーカーマークの掲出
- ・HPやアナウンスなどによる上記取り組みの周知

③施設管理者

- ・施設でのポスターの掲示やチラシの配布
- ・エレベーターなどへのベビーカーマークの掲出
- ・HPやアナウンスなどによる上記取り組みの周知
- ④ベビーカーメーカー
- ・製品の取扱説明書の(必要に応じた)見直し
- ・販売店等を通じたチラシの配布
- ・イベント、フェアなどでのポスターの掲示やチラシの配布
- ・HPなどによる上記取り組みの周知

⑤子育て団体

- ・関係者の理解や協力によるポスターの掲示やチラシの配布
- ・キャンペーンの実施やイベントの開催等への協力
- ・HPなどによる上記取り組みの周知

上記関係者の取り組みについては、継続的に実施することが求められるため、来年度以降も本協議会を存続さ

せ、取り組み状況について定期的にフォローアップすることや、広報・周知活動を続けていくこととする。

2. 平成 29 年度の取組について

- (1) ベビーカーキャンペーンの実施(毎年5月)
- (2) キャンペーンに合わせて、ベビーカーの利用に関するキャンペーンを広報
 - ①官邸メールマガジンへの掲載
 - ②国土交通省公式ツイッターへの掲載
 - ③ヤフーバナー広告(政府広報)
- (3) 一般財団法人運輸振興協会の会報への掲載
- (4) 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団会報誌への掲載
- (5) ベビー・キッズ&マタニティショー2017 におけるポスター掲示、チラシの配布 <平成 29 年 10 月 14 日 (土) ~15 日 (日): 東京ビッグサイト>
- (6) 広報誌『国土交通』No.144 MLIT NAVI への寄稿
- (7) 地方運輸局等が実施するバリアフリー教室にいて、ベビーカーもメニューに追加

3. 平成30年度の取組について(平成30年11月時点)

- (1) ベビーカーキャンペーンの実施(毎年5月)
- (2) キャンペーンに合わせて、ベビーカーの利用に関するキャンペーンを広報

- ①官邸メールマガジンへの掲載
- ②国土交通省公式ツイッターへの掲載
- ③ヤフーバナー広告(政府広報)
- (3) 一般財団法人運輸振興協会の会報への掲載
- (4) 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団会報誌への掲載(準備中)
- (5) ベビー・キッズ&マタニティショー2018 におけるポスター掲示、チラシの配布 <平成30年9月29日(土)~30日(日): 東京ビッグサイト>
- (6) 地方運輸局等が実施するバリアフリー教室におけるベビーカー利用及びベビーカー マークの普及・啓発
- (7) 中学生向けバリアフリー副教材へのベビーカーマークの掲載

4. 今後の取組について

これまでの取組を踏まえ、次年度以降も継続的に取組を実施することとし、協議会構成員のご協力をお願いしたい。

(1) 平成31年度からの取組について

- 1)キャンペーンは、引き続き実施する。
- 2) 従来から実施している公共施設や公共交通機関等でのポスターの掲示やチラシの配布、ベビーカーマークの掲出などの取組について引き続き実施する。
- 3) 普及・啓発活動の取組として、以下の事項について引き続き実施する。
 - ① 政府広報の活用
 - 雑誌広告
 - スマホ版バナー広告
 - ② バリアフリー教室等におけるベビーカー利用及びベビーカーマークの普及・啓発
 - ③ 商業施設との連携の強化(ポスター掲示の拡充等)

(2) その他の取組に関する検討について

- ①新たなポスターの掲示の検討(別紙(案))
- ②新たな周知活動等についての検討
 - (例)・自治体の広報誌などでの周知
 - 公共施設での掲示
 - ・病院(特に産科・小児科)での周知

平成 31 年からの取組については、ご意見等をいただき、それを踏まえ、再度内部で検討のうえ、実現可能なものについては個別に調整させていただきたい。その結果を、次回の協議会に報告し、了承を得ることとしたい。

ご存知ですか、このマーク?



ベビーカーマーク

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備 (エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。

は大切な命を乗せています

ベビーカー使用者や周囲の方は、「子どもの安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いに配慮や理解をお願いします。

ベビーカー使用者には、 温かい気持ちを持って接し、 見守りましょう。

周囲の 方は

エレベーターがない場所での 上り下りなど、 手助けを申し出てみましょう。

- ◎エスカレーター等が利用可能な方は、エレベーターの使用を譲ってくださるようお願いします。
- ◎スペースを少し広めに利用することがあります。

- ◎周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。
- ◎困っているときは遠慮せず手助けをお願いしてみましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

<協議会構成員> (NPO法人)せたがや子育てネット、(NPO法人)びーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、 東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅客船協会、 (一社)全国空港ビル協会、(一社)日本ホテル協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、(一社)日本ビルヂング協会連合会、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省

子育でにやさしい移動に関するウェブサイト 全様でもとい こそだてモビ 検索



バリアフリーに関するサイン・シンボルマーク

色々な場所に目を向けて、これらのサインやマークを表示しているところを見つけてみましょう。

障害者のための国際シンボルマーク

車椅子使用者に限らず、障害のある全ての人が利用できる建物や施設を示す世界共通マークです。



視覚障害者のための国際シンボルマーク

視覚に障害のある人のための世界共通マークです。信号が青になったことを音声で知らせる音響装置付信号機など、視覚に障害のある人が利用する機器等に表示されています。



ベビーカーマーク

ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて作成されたマークです。公共交通機関や公共施設などのエレベーター、鉄道やバスの車両スペースなどに表示され、安全な使用方法を守ったうえでベビーカーを折りたたまずに利用できるなど、ベビーカーを安心して利用できる場所・設備をあらわしています。



聴覚に障害のある人のための国内で使用されているマークです。受付カウンターなどに掲示してあります。他にもコミュニケーションマークとして「手話マーク」などがあります。



発車します。おうの後の人ださい。



ハート・プラスマーク

身体の内部に疾患のある人のためのマークです。外見からわかりにくいため、誤解をうけることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。公共施設や交通機関、スーパーやレストランなどの民間施設では、身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。



ヘルプマーク

外見からわからなくても、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように東京都福祉保健局が作成したマークです。



オストメイトマーク

オストメイト(人工こうもん、人工ぼうこうをつけた人)を示すマークです。オストメイト対応トイレなどに使用されています。



運転者車両標識

障害のある人や、70歳以上の高齢者が車を運転するときに車に表示するマークです。





身体障害者標識

●聴覚障害者標識

●高齢運転者標識

くご覧になった方へ>

「もっとこういう冊子に」「もっとこういう情報が欲しい」などのご要望・ご意見がありましたらご運絡ください。 スパイラルアップ(継続的改善)の観点から、適時この冊子を見直し、みな様の声でよりよいものにしていきたいと考えております。